

基本計画に関する答申（中間報告）の構成イメージ（スケルトン）と盛り込むべき事項（案）

はじめに

項 目	盛り込むべき事項
	<p>検討の経緯（新統計法の改正経緯や理念等を含む）、これまでの検討状況（4つのWGによる検討等）、答申（中間報告）の性格・目的、基本計画の意義・目的（新統計法に基づく初めての法定計画であること、おおむね10年後を見通した公的統計の目指すべき姿を視野に入れつつ、今後5年程度の期間における公的統計の整備に関する基本的な考え方、取り組むべき方向性や必要な措置等について具体的に示すことにより、その推進に資することが基本計画策定の目的であること）等について、簡潔に記述。</p>

「第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針」部分

項 目	盛り込むべき事項
1 公的統計が果たすべき役割	<p>統計法で明記されているように、公的統計は国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業や個人にとり、中長期の事業計画や生活設計、当面の資金調達や投資、消費・貯蓄といった経済行動や社会への関わりの中で合理的な意思決定を支える重要な指標。 ・行政機関等にとって、基本的な政策運営、個別の行政施策の企画立案、政策効果についての事前・事後の評価において、その合理性・客観性を担保するための基礎情報。 ・学術研究においても、マクロ・ミクロ両面から様々な分析に活用されることで真理の探究を支え、社会を一層豊かなものにすることに貢献。 ・また、公的統計は、客観性に優れ、かつ、相互の比較が容易という特性によって、国際社会における相互理解や経済・社会の各分野の開発の促進等の観点からも不可欠な情報基盤であること。
2 現状・課題	<p>公的統計をめぐる現状や対応が求められている課題として、次のような点が指摘されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「証拠に基づく政策立案」に対する社会的要請の高まり - 経済活動のグローバル化、産業構造の変化、少子高齢化の進展等への対応 - 調査環境の変化への対応 - 統計利用の多様化等への対応 - 統計リソースの問題

項 目	盛り込むべき事項
3 施策展開にあたっての基本的な視点：有用性の確保	<p>公的統計が、国民にとっての重要な情報基盤として位置付けられることにかんがみると、国民にとっての有用性（統計のニーズに応じた過不足ない整備、高い精度等）を高めることが施策展開の基本的な視点。その際、厳しい行財政事情や調査環境の変化等の状況も踏まえ、公的統計は精度を確保しつつ効率的に作成されることが必要。</p> <p>国民にとっての有用性を高めるためには、以下の三点が重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹統計を中心として、統計相互の整合性や国際比較可能性の確保等、体系的整備を図ること。 ・経済・社会の環境変化に伴う社会的・政策的ニーズの変化に的確に対応すること。 ・調査票情報の高度利用促進により、既製の集計表のみでは得られない多様な情報を可能とすること。
(1) 体系的整備	<p>統計法に定められた「基幹統計」を、統計体系の根幹をなすものとして整備すること。</p> <p>加工統計と一次統計或いは加工統計相互の連携、統計基準の設定等を通じ、統計相互の整合性確保を図ることにより、複数の統計を用いる場合の利便性・有効性の向上に加え、統計相互の比較検証などを通じた関係統計の精度向上を推進すること。また、各種国際基準を十分に踏まえることにより、国際比較可能性を向上させること。</p>
(2) 経済社会の環境変化への対応	<p>経済・社会の環境変化に応じた社会的、政策的ニーズの変化を的確に把握するとともに、統計に対する評価結果も踏まえ、新分野における統計整備や必要性、効率性等の観点からの既存統計の見直し等を行うこと。</p>
(3) 統計データの有効活用の推進	<p>多様なニーズに対応するためのオーダーメイド集計や、秘密の保護に十分配慮した匿名データの作成・提供を通じ、より高度かつ多様な研究分析等を推進すること。</p> <p>将来的には、匿名データ等有用なデータを蓄積し、必要に応じて簡易に利用できるような仕組みとして、統計データ・アーカイブを整備すること。</p>
(4) 効率的な統計作成及びリソースの確保・有効活用	<p>近年の統計調査環境の悪化への対処、統計精度の維持・向上、報告者負担や行政コストの削減等を図る観点から、統計作成においてより積極的に行政記録情報を活用すること。</p> <p>統計調査の効率的な実施を図る観点から、民間事業者がノウハウを持つ業務分野で、その積極的な活用等を図るとともに、適正かつ効果的な活用のための環境整備を行う。</p> <p>社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供するため、統計の整備・提供に必要な人員・予算といった統計リソースの確保、有効活用を推進すること。</p> <p>現状以上の人員・予算の削減は、新たな統計整備等を困難にすることについて言及。</p> <p>また、統計の整備・提供に当たっては、実査体制（統計専任職員等）の機能維持や国と地方公共団体が協働して取り組むことが極めて重要。</p>

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項 目	盛り込むべき事項
1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備	<p>基幹統計の指定に関する考え方</p> <p>我が国の統計全体を体系的に俯瞰し、基幹統計として整備すべき公的統計等を具体的に提示</p> <p>【P】国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性を記述。</p>
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項	<p>国民経済計算の整備と一次統計との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推計枠組みに関する諸課題（産業連関表を含む国民経済計算体系における連携の強化等） ・基準年次推計に関する諸課題（産業連関表との整合性確保、経済センサスにおける中間投入構造の把握等） ・年次推計に関する諸課題（三面アプローチによるGDP推計とその調整フレームワーク等） ・四半期推計（QE）に関する諸課題（推計方法に関する課題、基礎統計の整備に関する課題等） <p>ビジネスレジスターの構築・利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母集団名簿情報的確な整備（企業グループ、本社機能の詳細な把握、行政記録の活用等） ・ビジネスレジスターの充実と拡張（各種センサス調査のビジネスレジスターへの収録等） <p>福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備（社会保障給付費の国際比較性の向上等）</p> <p>医療費に関する統計の国際比較性の向上（SHA手法に基づく保健医療支出推計の整備）</p> <p>財政統計の整備（四半期、月次単位での状況把握、国際基準との調和等）</p> <p>ストック統計の整備（PIM法の導入、基礎統計の整備等）</p> <p>統計基準の設定</p>
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項	<p>サービス活動に係る統計の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信サービスに関する統計の整備（情報通信業の2省連携による包括的な統計調査等） ・知的財産活動に関する統計の整備（知的財産活動調査の充実、企業グループ統計の整備等） ・サービス活動を適切に捉えるための検討（サービス分野の生産性等の計測に関する研究会設置等） <p>企業のサービス活動（組織内活動と業務の外部化）に関する統計の整備</p> <p>少子化・高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化に直結するデータの大規模標本による把握 ・女性の就業（就職・離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳しく分析する観点からの統計の整備

項 目	盛り込むべき事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・人口統計の充実（地域別人口移動の把握の充実、日本在住の外国人に係る統計整備等） 居住環境や暮らし方の変化等に対応した統計の整備・充実 ・住宅・土地に関する統計体系の整備（住生活全般の質、住宅ストックに関する統計の整備等） ・地域コミュニティー活動等に関する統計の整備（NPO、ボランティア等への参加状況等の実態把握の充実） ・家計・個人消費に関する統計の充実（家計の個計化の的確な把握等） ・「国民生活基礎調査」の充実（地域別表章の拡充、調査票相互をリンクさせた分析の充実） ・学校教育・社会教育関連統計の整備及び教育機能の総合的な把握（不登校、いじめ等の問題行動や非常勤教員等の的確な把握、生涯学習を支援する社会教育に関する統計調査の見直し、学校外学習の実態把握の充実等） 新たな分野の統計の整備 ・環境統計の段階的な整備（温室効果ガス問題、廃棄物・副産物の把握） ・観光に関する統計の整備（国が行う統計調査の充実・整備、都道府県観光統計の統一基準の作成等） 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した統計の整備 ・労働統計の整備（非正規雇用者の実態把握、雇用創出・消失指標の開発等） ・グローバル化関連統計の整備（貿易に係る情報の高度利用、海外現地法人に関する母集団情報の充実等）

「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」部分

項 目	盛り込むべき事項
<p>1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報の活用</p>	<p>基本計画部会やWGにおける審議において行政記録の活用が有用と認められた統計調査や統計委員会の答申において「今後の課題」として行政記録の活用を検討すべきとの意見が付された統計については、行政記録を積極的に活用する方向で具体的な作業や課題解決に向けた検討を速やかに実施すること。</p> <p>統計調査の実施計画の策定に当たっては、当該統計の整備に活用できる行政記録の有無等について事前に調査・検討することを原則化するとともに、保有機関における集計の活用を図ること。</p> <p>保有機関における行政記録の収集業務への支障に対する危惧を解消する観点から、統計作成に行政記録を活用することの有用性や安全性に関して、国民や企業に十分理解してもらうための具体的方策を検討し、早急に実施すること。</p>
<p>(2) 民間事業者の活用</p>	<p>「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等の民間事業者がノウハウやリソースを持つ業務については、民間事業者を積極的に活用すること。一方、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査に係る「調査員による実査」業務における民間事業者の活用については、その可能性を慎重かつ十分に検討すること。</p> <p>国が行う重要な統計調査業務のうち企画立案業務等中核的業務は国が自ら行うこと。</p> <p>民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備、民間事業者の履行能力の継続的な実態把握等を実施すること。</p>
<p>(3) 統計に対する国民の理解の促進</p>	<p>調査対象者にその協力した統計調査の集計結果等が如何に役立っているか、また、協力しなかった時の不都合についても十分理解できるよう、国民・企業への広報・啓発活動の具体的方策を検討すること。</p> <p>各府省や実査部門等の意見に留意しつつ、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方針を検討すること。</p> <p>小中学校の教員が児童、生徒に対して、統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する教育を適切に行えるよう、教員への研修や、教材の提供等を実施すること。</p>
<p>2 統計リソース(予算、人員)の確保・有効活用 (1) 統計リソースの確保・配分の在り方、有効利用</p>	<p>政府全体での統計整備や全体最適を図る観点から、実査体制にも配慮しつつ、優先度を考慮した統計整備・調査実施時期等の全体調整を図ること。</p> <p>各府省は、政府全体として、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した統計体系を整備し、社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供する観点から、統計整備に必要な統計リソースの確保・有効活用に最大限努力すること。</p> <p>総務省政策統括官(統計基準担当)は、政府全体の調整機能を発揮し、各府省の取組を支援すること。</p> <p>府省横断的な基幹統計調査の実施や、緊急ニーズに的確に対応した統計の作成方策等についても検討すること。</p>

項 目	盛り込むべき事項
(2) 実査体制 (統計専任職員等) の機能維持、国と地方の連携	<p>基幹統計は国の責任で作成することを前提に、地方公共団体と「協働して取り組む」ことが必要。また、地方公共団体と連携して実査体制の機能を維持するため、多面的な方策を計画的に実施することが必要。なお、専任費制度については、地方公共団体の実情や意見も踏まえつつ、運用の改善を検討すること。</p> <p>統計調査員制度の在り方については、各府省と地方公共団体が協働して中長期的な観点から検討すること。</p>
(3) 統計職員の人材の育成・確保	<p>社会の発展を支える情報基盤として必要な統計の整備・提供を推進するとともに、国際社会における統計の発展にも貢献する観点から、新たな人事評価制度等の活用にも留意しつつ、中核的職員を中心に、統計に携わる職員の任用・研修等を計画的に推進すること。</p>
<p>3 経済社会の環境変化への対応</p> <p>(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用</p>	<p>統計ニーズを的確に把握するため、従来から各府省が実施してきた個別の取組に加え、意見・要望を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、その結果を府省横断的な統計の整備・改善に反映すること。</p>
(2) 統計の評価・作成方法の見直し	<p>時代の変化や社会のニーズに的確に対応し、社会の情報基盤として機能する優れた統計を作成・提供するため、引き続き既存統計調査の見直し、効率化を推進すること。</p> <p>この見直し、効率化に当たっては、統計の体系的整備、報告者の負担低減、統計の品質の維持・向上等の視点や、客観的な評価結果も踏まえ、公的統計の全体としての最適化を目指した検討を行うこと。</p>
<p>4 統計データの有効利用</p> <p>(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供</p>	<p>各府省は、平成 21 年度から、二次利用に係る事務処理を適切に開始し、平成 22 年度以降、順次、二次利用の対象とする統計調査や提供するサービスを拡大すること。</p> <p>毎年度当初に二次利用に関する年度計画を策定・公表するとともに、前年度の実績についても取りまとめて、法の施行状況の報告と併せ、その概要を公表し、統計委員会に報告すること。</p> <p>早期に二次利用の委託の受け皿となる体制整備に向けて必要な措置を実施すること。</p>
(2) 統計データ・アーカイブの整備	<p>統計データ・アーカイブは、基本的に 1 つの機関に集約することとし、この機関にどのような機能を持たせるか、調査票情報のデータまで蓄積すべきか等について、引き続き検討すること。</p> <p>学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブの検討を行うとともに、行政機関と学会等が協力して、共同プロジェクトを立ち上げて整備すること。</p> <p>政府全体としての統一的な調査票情報のデータの保管・管理のための基準やガイドラインを策定すること。</p>

項 目	盛り込むべき事項
5 その他 (1) 研究開発の推進 (I C T の利活用等) と学会等との連携強化	<p>統計の品質を維持し、更に発展させるためには、日ごろから研究開発を推進することが重要。</p> <p>信頼性の高い統計を整備する観点から、有識者の知見を最大限に活用するため、各府省と学会等との双方向の連携を一層強化すること。</p> <p>関係府省は、学会等の協力を得て、I C T を活用した証拠に基づく政策立案を実現するための統計の二次加工等に関する研究開発を実施すること。</p>
(2) 中立性の確保	<p>あらゆる利害関係者からの圧力に影響されず、国民の信頼を確保し、質の高い優れた統計を作成・提供する観点から、作成過程の一層の透明化を図るとともに、公表期日前の事前情報を共有する範囲等を規定し、それらの情報を適切に公開すること。</p>

基幹統計に関するWGにおける検討結果

(本資料は、事務局において、第2及び第3WG報告書の指摘を整理したもの。)

【新たに基幹統計として整備すべき統計(候補)】

- ・ 産業連関表(基本表)(加工統計)
- ・ 貿易統計(業務統計)
- ・ 鉱工業指数(加工統計)
- ・ 現在推計人口(加工統計)
- ・ 完全生命表/簡易生命表(加工統計)
- ・ 社会保障給付費(加工統計)

【将来、基幹統計化を検討すべき統計(候補)】

- ・ サービス産業動向調査(承認統計調査)
- ・ 海外事業活動基本調査(承認統計調査)
- ・ 外資系企業動向調査(承認統計調査)
- ・ エネルギー消費統計調査(承認統計調査)
- ・ 第3次産業活動指数(加工統計)
- ・ 産業連関表(延長表)(加工統計)
- ・ 宿泊旅行統計調査(承認統計調査)
- ・ 旅行・観光消費動向調査(承認統計調査)

【現行の指定統計のうち、基幹統計から除外すべき統計(候補)】

- ・ 特定機械設備統計調査
- ・ 商工業実態基本調査
- ・ 埋蔵鉱量統計(調査)

【現行の指定統計のうち、一定の検討が必要な統計】

- ・ 薬事工業生産動態統計調査、牛乳乳製品統計、木材統計、経済産業省生産動態統計、造船造機統計及び鉄道車両等生産動態統計調査
府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計)として、一つの基幹統計として再編・整理することを検討。また、この検討の中で、食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査(いずれも、承認統計調査)の3調査についてもその可能性を検討。
- ・ 民間給与実態統計及び地方公務員給与実態調査
労働・雇用統計の体系的整備の観点から、国家公務員給与等実態調査(届出統計)を含めた、給与の実態に関する3つの統計の位置付けに関して検討。
- ・ 船員労働統計
労働・雇用統計の体系的整備の観点から、本統計の位置付けに関して検討。

【新たに基幹統計として整備すべき統計（候補）】

統計名	WG 報告書における記述の内容
産業連関表（基本表） （加工統計）	<p>総務省を始め 10 府省庁の共同作業として作成されている産業連関表（基本表）は、我が国の経済構造を明らかにする基礎統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。</p>
貿易統計（業務統計）	<p>貿易統計は、条約（経済統計に関する国際条約議定書及び附属書並びに 1928 年 12 月 14 日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約に関する議定書及び附属書（昭和 27 年条約第 19 号））及び関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 102 条に基づき作成されているいわゆる業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、極めて重要な役割を果たしており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。</p> <p>なお、貿易統計は、税関に提供された輸出入申告の内容を基礎データとして作成する業務統計であり、貿易手続の円滑化・簡素化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告項目の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。業務統計である貿易統計については、作成及び活用の際して、これらの点について十分に配慮されるべきである。</p>
鉱工業指数(加工統計)	<p>鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産・出荷・在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向・設備投資分析等にも広く利用されており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。</p> <p>なお、基幹統計の指定に当たっては、その範囲を指数系列のどこまでにするか、検討する。</p>
現在推計人口（加工統計）	<p>「国勢調査」間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、「国勢調査」、「人口動態統計」、外国人統計、国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計である。また、各種政策を策定する上での基礎データや（人口当たりの）統計指標の分母人口として活用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。</p> <p>なお、本統計を基幹統計に指定し、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図ることは、</p>

	統計の体系的整備の上からも有意義と考えられる。
完全生命表 / 簡易生命表 (加工統計)	「国勢統計」、「人口動態統計」、「現在推計人口」を加工し、国民の生存、死亡、健康、保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療、保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。
社会保障給付費 (加工統計)	国際労働機関 (以下「ILO」という。) が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計データを用いて、作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。 なお、本統計を基幹統計に指定し、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図ることは、統計の体系的整備の上からも有意義と考えられる。

【将来、基幹統計化を検討すべき統計 (候補)】

統計名	WG 報告書における指摘の内容
サービス産業動向調査 (承認統計調査)	調査開始 (平成 20 年 7 月から) 以降 3 年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化を図る。
海外事業活動基本調査 (承認統計調査)	今後の精度向上を確認し、基幹統計化を図る。
外資系企業動向調査 (承認統計調査)	今後の精度向上を確認し、基幹統計化を図る。
エネルギー消費統計調査 (承認統計調査)	経済産業省特定業種石油等消費統計 (指定統計) 等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲をどのようにするか、併せて検討する。
第 3 次産業活動指数 (加工統計)	1 次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。
産業連関表 (延長表) (加工統計)	1 次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。
宿泊旅行統計調査 (承認統計調査) 及び旅行・観光消費動向調査 (承認統計調査)	観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。

上記のほか、通信産業基本調査及び放送番組制作実態調査 (いずれも承認統計調査)

については、「企業活動基本統計」の下に統合することが適当である旨が指摘されている。また、法人建物調査（承認統計調査）については、法人土地基本統計（指定統計）との統合の検討が必要である旨が指摘されている。

【現行の指定統計のうち、基幹統計から除外すべき統計（候補）】

統計名	指摘の内容
特定機械設備統計調査	休止状態にあり、今後もその実施が見込めないことから、基幹統計（調査）とすべきでない。
商工業実態基本調査	休止状態にあり、今後もその実施が見込めないことから、基幹統計（調査）とすべきでない。
埋蔵鉱量統計（調査）	本調査は、昭和 25 年 8 月に指定統計として指定され、平成 16 年から 5 年周期の調査として実施されて来ているが、その重要性が低下して来ていることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施すべきである。

【現行の指定統計のうち、一定の検討が必要な統計】

統計名	指摘の内容
薬事工業生産動態統計調査、牛乳乳製品統計（調査）木材統計（調査）経済産業省生産動態統計（調査）造船造機統計（調査）鉄道車両等生産動態統計調査	これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計）を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省所管の生産動態統計調査と調査項目、用語等の統一化を図り、各省それぞれが所管する生産動態統計調査として再編・整理を検討する。 また、この中で、食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査（いずれも、承認統計調査）の 3 調査についてもその可能性を検討する。
民間給与実態統計及び地方公務員給与実態調査	労働・雇用統計の体系的整備の観点から、国家公務員給与等実態調査（届出統計）を含めた、給与の実態に関する 3 つの統計の位置付けに関して検討を行い、平成 21 年中に結論を得ることが適当と考えられる。ただし、検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する必要がある。
船員労働統計	労働・雇用統計の体系的整備の観点から、本統計の位置付けに関して検討を行い、平成 21 年中に結論を得ることが適当と考えられる。